

## 平成28年度第10回教育研究評議会議事要旨

日時 平成29年2月17日（金）15時28分～17時20分  
場所 大学本部2階大会議室  
出席者 宮崎学長，滝澤理事，門出理事，後藤理事，和田理事，田中教育学部長，小坂芸術地域デザイン学部長，中村経済学部長，原医学部長，石橋工学系研究科長，渡邊農学部長，皆本全学教育機構副機構長，米山附属図書館長，郭シンクロトン光応用研究センター長，山下医学部附属病院長，都築評議員，岩本評議員，荒木評議員，萩原評議員，大島評議員  
欠席者 藤本評議員  
陪席者 佐々木監事

学長から，平成28年度第7回教育研究評議会議事要旨（案）を評議員に送付，確認したところ，加除・修正等の意見はなかったため，原案のとおり確定し，ホームページに掲載している旨，報告があった。

また，学長から，本日の審議事項は7件，報告事項は3件を予定している旨，報告があった。

### ○ 審議事項

#### 1. 佐賀大学情報セキュリティ対策基本計画（案）について

学長から，本件について，各国立大学等において発生している情報セキュリティインシデントを最小限に止めるための対策として，佐賀大学における情報セキュリティ対策基本計画（案）を作成するものである旨の説明があった。

次いで，松前総合情報基盤センター長から，文部科学省からインシデント発生の防止並びにインシデント発生時の影響範囲を最小限に止めるための対策として，法人全体で取り組むことを明確にすることが求められていることから「情報セキュリティ対策基本計画検討専門部会」を設置し，今年度を含めて3年間の「佐賀大学における情報セキュリティ対策基本計画（案）」を策定したものである旨の説明があり，審議の結果了承された。

#### 2. 国立大学法人佐賀大学情報統括室設置規則の廃止について

学長から，本件について，情報基盤の充実及び情報環境の整備等を目的として設置された情報統括室が不要になったことから，設置規則を廃止するものである旨の説明があった。

次いで，松前総合情報基盤センター長から，情報統括室は平成19年に設置されたものであるが，平成22年に情報戦略本部及び情報企画委員会が設置されたことで，情報統括室の機能が実質上不要となったことから，同室設置規則を廃止する旨の説明があり，審議の結果了承された。

#### 3. 審議事項（非公開）

#### 4. 佐賀大学大学院学資金返還免除候補者学内選考規程の一部改正について

学長から，本件について，学校教育学研究科及び地域デザイン研究科の新設に伴い，所要の改正を行うものである旨の説明があった。

次いで、滝澤理事から、学校教育学研究科では学位論文がないため、実践教育報告書で評価すること、別表（Ⅰ～Ⅴ）を削除し、選考方法等については、各研究科が別に定めることとすること、併せて、返還免除候補者の選考は、「佐賀大学大学院学資金返還免除候補者学内選考委員会の議を経て、学長が行う。」とする旨の説明があり、審議の結果了承された。

#### 5. 施設名称の変更について

学長から、本件について、本庄キャンパスにある産学・地域連携機構棟、理工学部倉庫、全学共通多目的実験室及び先端研究・教育施設の名称を変更し、また有田窯業大学校について、佐賀大学の教育研究施設として新たに施設名称を設定するものである旨の説明があった。

次いで、環境施設部長から、産学・地域連携機構棟を「イノベーション・ラボ」、理工学部倉庫を「地域共生ラボⅠ」、全学共通多目的実験室を「地域共生ラボⅡ」、先端研究・教育施設を「芳尾記念ラボ」、有田窯業大学校は本館を1号館、新館を2号館とする旨の説明があり、審議の結果了承された。

#### 6. 佐賀大学教員組織編制基本設計（案）について

学長から、本件について、平成30年4月の教員組織と教育組織の分離に向けた、教員組織編制基本設計（案）について審議するとともに意見を伺うものである旨の説明があった。

次いで、企画評価課長から、平成27年度に策定した「佐賀大学教員組織編制基本方針」を基に、平成29年2月3日の全学的な組織再編WGにおいて取りまとめた「佐賀大学教員組織編制基本設計（案）について」の概要について説明があり、本案に対する意見及び要望等について、企画評価課まで提出していただきたい旨の説明があった（3月3日締切）。また、提出していただいた意見・要望を取りまとめ、次回3月17日の教育研究評議会で再度審議し、3月22日の役員会において審議決定の予定である旨の説明があった。

全学教育機構の専任教員については、それぞれの専門分野に従ってそれぞれの学系に所属することになる旨の補足説明があった。

#### 7. 学校教育法施行規則の改正に伴う佐賀大学大学院学則の一部改正について

学長から、本件について、大学院学則の入学資格に学校教育法施行規則に加えられた資格を追加するものである旨の説明があった。

次いで、入試課長から、「大学院の入学資格に関して外国の学校教育における16年の課程の修了という原則は維持しつつ、一定の要件を満たした場合には、外国の学校教育における16年に満たない課程（医学等においては18年に満たない課程（最終の課程は医学等を履修する課程に限る。))を修了した者に対し、大学院の入学資格を付与する」とする学校教育法施行規則の改正が行われたことに伴い、本学大学院学則の一部を改正する旨の説明があり、審議の結果了承された。

#### 8. その他

特になし。

○ 報告事項

1. 平成28年度国立大学法人佐賀大学補正予算について

財務部長から、本件について、平成28年度当初予算後の収入支出額の増減に伴い、平成28年度国立大学法人佐賀大学補正予算として435百万円を追加するものである旨の報告があった。

2. ハノイ国家大学外国語大学（ベトナム）とのツイニング・プログラム協定及び輔仁カトリック大学（台湾）とのデュアルディグリープログラム協定の終了について

国際課長から、ハノイ国家大学外国語大学（ベトナム）とのツイニング・プログラム協定について、受入れ部局であった文化教育学部改組により、新規の受入れができなくなったことから協定を解消し、また、輔仁カトリック大学（台湾）とのデュアルディグリープログラム協定について、受入れ部局であった教育学研究科が廃止され、学校教育学研究科（教職大学院）となったことにより、新規の受入れができなくなったことから協定を解消する旨の報告があった。

3. 全学委員会等の審議状況報告

滝澤理事から、平成29年2月13日開催の入学試験委員会の審議状況について報告があった。

後藤理事から、平成28年度第4回及び第5回中期目標・中期計画実施本部会議の審議状況、平成28年度第16回拡大役員懇談会の報告事項等及び平成28年度第2回情報戦略本部会議の審議状況について報告があった。

4. その他

学長から、3月24日（金）学位記授与式終了後の各学部等の祝賀会・謝恩会等について、今回から学長・理事等は役員としての参加はしないこととする旨の発言があった。

○ その他

特になし。

以上